

淀川水系流域委員会 第28回委員会

議事録 (確定版)

日 時：平成16年2月26日 16:00～18:00

場 所：京都市勧業館「みやこめっせ」第1展示場

庶務 (三菱総合研究所 柴崎)

お待たせいたしました。これより淀川水系流域委員会第 28 回委員会を開催いたします。国会進行は、庶務を担当する三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。私、関西研究センターの柴崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

審議に入る前に幾つか確認とお願いをさせていただきます。

まず、この 1 月に河川管理者に若干異動がございまして、きょう新しく河川管理者席に座られている方を紹介させていただきます。近畿地方整備局河川部長宮本様。淀川河川事務所長吉田様。猪名川河川事務所長林様。淀川ダム統合管理事務所長上下様。以上です。よろしくお願いいたします。

それでは、次に配付資料の確認をさせていただきます。まず「発言にあたってのお願い」、この黄色い用紙になっております。次に議事次第。資料 1「前回委員会(12/9)以降の状況報告」、資料 2-1「河川管理者からの質問に対する回答作成の経緯」、資料 2-2「河川管理者からの質問への回答(案)040226 版」、資料 2-3「河川管理者からの質問への回答(案)040217 版に寄せられた委員からのご意見」、資料 3「今後の流域委員会について」。

資料 4 番台が 3 つございます。こちらはいずれも河川管理者からの提供資料となっております。資料 4-1「琵琶湖・淀川の河川整備計画に関する懇談会 結果報告」、資料 4-2「住民対話集会(円卓会議)について」、資料 4-3「対話討論会(円卓会議)について」。参考資料 1「委員および一般からのご意見」です。

なお、委員のみ配付しているものがございます。資料 4 番台の関係といたしまして、パンフレット、ニュースです。天ヶ瀬ダムワークニュース、これが第 1 号と第 2 号、委員席に置いております。また、丹生ダムかわら版、これの 1、2、3。また、3 月 7 日に開催されます、河川敷の保全と堤防天端・河川敷の利用についての円卓会議のちらし。これらは受付の方に置いておりますので、一般の方は受付でご覧下さい。

審議の参考として、委員席及び河川管理者席の方々には机上資料を置いております。委員席 1 人 1 冊置いているものとして、淀川水系流域委員会意見書を置いております。また、1 テーブルに 1 冊といたしまして、基礎原案、提言の冊子、提言の別冊、あと提言時に作成された一般からのご意見に対する冊子、一般から頂いたご意見に対する冊子。一般から頂いたご意見と淀川水系流域委員会の議論と考え方の冊子を置いてございます。

次に、前回委員会以降に一般の方々から流域委員会に寄せられたご意見についてご報告いたします。参考資料 1 をごらん下さい。

前回委員会以降、一般の方からは 7 件の意見が寄せられております。意見といたしましては、河川レンジャーに関するご意見。近畿地方整備局への質問に対する回答。淀川河川敷での危険なゴルフ禁止徹底について。丹生ダム環境改善容量についての質問に対する河川管理者の回答及びそれへの反論。大戸川ダムに関する日吉ダム利水振替についての質問、大阪市工水の水利権転用について、天ヶ瀬ダム再開発について放流量増大策等についての近畿地方整備局への質問と回答。以上 7 件の意見が寄せられております。

また、委員からのご意見といたしまして、本多委員より一般の方から頂いた河川レンジャーに関するご意見に対する委員個人としての返答ということで意見を載せてございます。ご

参考にごらん下さい。

次に、発言に当たってのお願いを申し上げます。本日は一般傍聴の方々にも発言の時間を設けさせて頂く予定です。ご発言の際には「発言にあたってのお願い」をご一読の上、簡潔にお願いいたします。委員の方々の審議中は、一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きたいと存じますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

なお、委員の方々、河川管理者の方々におかれましても、会議終了後議事録を作成いたしますので、恐れ入りますが、ご発言の際には必ずマイクを通してお名前を頂いた上でご発言下さいますようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、審議の妨げとなりますので、電源をお切り頂くか、マナーモードに設定頂きますようお願いいたします。

本日の委員会は2時間を予定しておりまして、18時に終了させて頂く予定です。ご協力のほどよろしくお願いいたします。なお、途中休憩の予定は今のところございませんので、よろしくをお願いいたします。

それでは、審議に移りたいと思います。芦田委員長よろしくお願いいたします。

芦田委員長

ただいまから審議に入りたいと思います。

淀川水系流域委員会は、昨年12月9日、国土交通省近畿地方整備局が出された基礎原案について意見書を提出して、一段落ということで、委員会もしばらくぶりでございますが、国土交通省におかれましてはこの意見書並びに住民意見を反映すべく意見を求められておるわけでございます。その意見に基づいて基礎原案を基礎案にする作業をやっておられるわけですが、その過程におきまして、意見書についてどうしてもここがわかりにくい、どういう意味だというような件につきまして、流域委員会に質問が寄せられました。それに関して、流域委員会では検討会をつくりまして、本日回答を用意してまいっております。これを説明して河川管理者の方からコメントをもらうことは議論を深めるために非常に重要なことだと思います。これが今日の主題ではございますが、このほかにも、今後、流域委員会をどのように進めていくか、河川管理者の整備計画策定についてどのように進めていくかということについて議論をすることになっております。

それでは、議事次第に従いまして進めたいと思います。前回委員会以降の状況につきまして、庶務から資料1の説明をお願いします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

[省略：資料1の説明]

以上が前回委員会から今回までの状況報告でございます。

芦田委員長

明後日に流域委員会と一般との意見交換会を開催するということです。できるだけ大勢の皆さんのご出席を改めてお願いいたします。

それでは、次の議題、意見書に対する河川管理者からの質問への回答についてです。資料 2-1 に回答作成までの経緯を記しておりますので説明いたしません、要するに流域委員会として真剣に議論しまして、その合意を得た回答書を作成して出すという経過になっております。資料 2-2 です、ご説明したいと思います。河川管理者からの質問が 14 件ございまして、これらに対してそれぞれ担当を決めました。もちろん議論は流域委員会全員でやっておりますので、流域委員会の責任において回答するわけでございますが、一応担当者の方からそれぞれの項目について要点をご説明頂いて、それについて河川管理者の方からコメントを頂くというように進めたいと思っております。

それでは、順番にいきたいと思いますが、質問 1、これにつきましては中村委員、お願いできますか。

中村委員

質問 1 ですが、河川管理者からの質問は、意見書では目標がいつどのように実現されるかという具体的なプロセスが明示されていないとありますが、この具体的なプロセスについて委員会ではどういうイメージを持っているのかという質問です。

この質問は河川環境という章の生態系の部分にかかわるわけですが、お答えはこういうことかなと思います。つまり、生態系を回復していくには試行錯誤を伴いますし、実際に計画をし、実際に事業をやっていく中で、必ずしも自然が人間の思う、あるいは計画が求めるように反応することではありませんので、まさに河川管理者がおっしゃられるように、5 年 10 年と年限を区切った目標設定を計画の中に記載することは困難だという点については、委員会の認識も共通しているわけです。

ただ、具体的なプロセスということはどうしても必要だろうと思います。この具体的なプロセスにつきましては、当面は目標を実現させるためのプロセスの第 1 段階として、琵琶湖淀川流域全体の環境に関する情報を集約公表し、事業を中立的な立場で評価・検討・総括する常設的な場の設立が必要だろうということとあわせてお考え頂きたいという意見になっています。ですから、生態系にかかわる回復の取り組みを、さまざまな形で進捗を見ながら、状況を把握しつつ、それを共有しながら進めていくということになるわけです。

確かにプロセスですから、目標設定を計画の中に記載するのは困難なのですが、実際にそういうプロセスを進めていく段階では、当然年限を区切った目標設定が必要だと思います。これが暫定的な目標設定、あるいは当面の目標設定でもかまわないわけですが、計画する側、計画の進捗を評価する側、あるいは地域社会がどういう形で事業なり活動が進められているのかということを知る上でも重要だということです。ですから、意見書の 2-4 ページの 19 行目に、5 年または 10 年といった年限を区切って段階的に目標を明確化し、評価を行うことが望ましいとを記したとご理解頂ければいいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

河川調査官の村井でございます。

質問させて頂きました趣旨は、目標を基礎原案の中で書かなければならないのかというこ

とでした。今の中村委員のご説明からすると、基礎原案に書くということではなく、その実行の中での目標ということであろうかと思しますので、納得させて頂いているところでございます。

基礎原案の中で、モニタリングの実施と関係機関と連携した情報の一元化と、その結果の公表といったようなことをうたっております。これをどのように具体化していくかということだと思しますので、基礎原案を基礎案にした後にどう進めていくかという議論の中で考えさせて頂きたいと思っております。回答については理解できているところでございます。

芦田委員長

これについては委員会も河川管理者もイメージを共有しているということと解釈していいと思います。

それでは、次の質問2について。これも中村委員、お願いします。

中村委員

河川管理者からの質問は、意見書では良好な自然が残されている地域や環境回復を行う必要がある地域などの区分を行うとともに、とあるのですが、この「区分」という言葉についてです。「区分」というのは、ゾーニングという理解なのかという質問です。

これは従来の、例えば都市計画で行われているような、ここは開発してよろしい、開発してはいけないという意味でのゾーニングではありません。ご質問の回答ということでは、ゾーニングを求めるということではないということが端的なお答えになると思います。

ただ、地域の区分というのは、やはり現在の状況を見て、どうしても保全しておく必要があるところについては、やはりそういう認識が必要ですし、そういう認識を反映するような区域、あるいは、緊急に回復の事業なり取り組みが必要であるところは、緊急に回復が求められる地域というような区分というか認識を持って頂きたいということです。

事業ですから優先順位をつけていかなければいけない、あるいは、事業をされる方とその影響を受ける方、あるいはそれを社会で認識していく上でも地域の区分ということがあった方がいいのではないかということです。

事業が展開されたときに、十分、基礎原案の理念が生かされないままに自然破壊が進行したり、人為的な干渉を制限する必要があるところであるにもかかわらず、誤ってそういうことがされてしまったりということもあろうかと思しますので、そういう地域の区分をある程度視野に置いて、認識して行って頂きたいということです。

芦田委員長

ありがとうございました。意見書の補足説明みたいなことになっており、非常にいいチャンスを与えてもらったと思っております。河川管理者からコメントはございますか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

地域の区分を、ゾーニングというイメージでとらえておりましたが、ゾーニングというの

は全体をゾーン分けするという事で、意見書にある区分というのはどちらかというと特定の非常に限られた地域だけの指定というイメージだという理解をしたのですが、よろしいのでしょうか。

芦田委員長

そういうことで結構です。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

そういう意味でしたら、理解させて頂いております。

ただ、余りやり過ぎると、ゾーニングになってしまうようなおそれもありますので、どういう形にしていくか、私どもも、他の意見も含めて考えさせて頂きたいと思っております。

中村委員

河川管理者が流域全体が保全地域であるという前提で考えているということに関しては重要な認識であり、その点については、委員会と河川管理者で共通しております。

芦田委員長

それでは、質問3、これはハイダムの魚道の問題ですが、河川管理者の方から3、10、15、16と4つ同じような質問が出ており、一括して、川上委員、お願いいたします。

川上委員

河川管理者から、質問の3、10、15、16と4件、ほぼ同じ内容について質問頂いております。意見書で述べている縦断方向の連続性の回復に関する魚道のくだりを拾ってみますと、1つは高いダムにおける魚類等の溯上・降下の回復について、莫大な費用を要するにもかかわらず、その効果については疑問があるということ。それからもう1つは魚道をつけることによって新たな環境破壊を招くおそれがあるということ。この2つの理由から、場合によっては魚道設置を中止することも視野に入れて検討する必要がある。あるいは、兵庫県青野ダムの事例などのように、既設魚道の効果の十分な検証のための情報の集積が必要であるというように意見書では述べております。

河川管理者のご質問は、有効な代替案の具体的なイメージとして、魚を下流で捕まえて、それをダムの上流に移動させるといった方法をイメージしているのかというご質問でございます。委員会は、河川管理者が基礎原案におきまして、河川における縦断方向の連続性を回復しようという姿勢を掲げられたことを高く評価しております。連続性の回復のために魚類などの生物の溯上・降下や、土砂の流下を阻害しているダム等への魚道の設置を検討されることは望ましいことだと考えております。

しかしながら、これまで河川の横断構造物としてつくられる堰に数多く設置された魚道が必ずしも魚の溯上等について十分であると言えず、まだ技術的にも改善の余地が多くあると考えています。例えば高山ダムのように、堤高が67mもあるダムに魚道を設置することは技

術的に大変困難でありますし、また莫大な経費が必要です。そして、莫大な費用をかけた割に効果が得られない場合もあろうかと考え、流域委員会では魚道を設置しないことも選択肢の1つとして、個々のダムごとに、学識経験者あるいは住民などで構成された委員会のようなもので検討する必要があると考えました。

なお、質問内容の細部については、魚を採捕して移動させるという代替案は困難であって、必要性が乏しいと考えております。そして、整備シートに書かれておりますリフト式魚道についても、過去の事例をいろいろ考えますと問題が多いというふうに考えます。有効な代替案として、流域委員会では明確なイメージをまだ持ち合わせておりませんが、魚道設置イコール移動障害の解消というようには必ずしもならないのではないかと思います。これまでの魚道や青野ダムの魚道の設置効果を参考にしながら、個々のダムごとに総合的に、つまり、効果とコスト、それから新たな環境破壊というようなことも含めて、総合的に検討して頂きたいと考えております。

ダムにおける魚道の問題につきましては、流域委員会の委員の中でも意見が一致しておりません。したがって、きょうの回答は流域委員会の多数意見であるということをお知らせいたします。例えば、皆様のお手元に原田委員からのご意見が配られていると思いますが、この中にダム下流で採捕した魚をダム上流の流入河川に放流するという事は、現在外国におきましても日本におきましても行われている。これは従来の生態系構造の復元や、あるいは種苗放流された魚を天然魚に戻す試みとして意義のあることである。そして、そういうくみ上げた個体が生存できるのかどうかをきちっと追跡して評価する必要があるという少数意見が寄せられているということをご紹介させていただきます。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

私どもの質問は、そもそも有効な代替案というのがなかなか思い浮かばなかったもので、流域委員会で何かイメージがあればということで聞かせて頂きました。我々の中で、魚を採捕して移動させるといった案があるけれども、そのことなのかなというようなことで書かせて頂いたところです。流域委員会側でも特段のイメージはないということであれば、回答としては理解しているところであります。資料2-3の原田委員の意見などもございますので、その辺についてもまた参考にしたいと思っております。

紀平委員

淀川水系で、ダムのバックウォーターよりさらに上流の溪流に、アマゴやアユが多く生息しているところがあるのかどうかはわからないのですが、もしあるとすれば原田委員の意見も考えないといけないと思っております。もしなければ、実際にダムの下までどれだけの魚が上ってきているのかを調べないといけないと思っております。流域委員会は具体的に考えないといけないと思っておりますので、1つ1つのダムについて、近くにお住まいの漁業組合の方や学識経験者と考えていくべきだと思っております。

渡辺委員

原田委員の意見についてですが、アユに関しては、一部、くみ上げ放流はやっております。しかしながら、くみ上げた魚を採捕し直して、くみ下げることは恐らく不可能ですし、現在のところ、魚をもう一採捕してダムの下流へおろすということをやっているところはありません。参考までに申し上げておきます。

芦田委員長

いろんなご意見がございますし、これがいいという案がないというのが現状で、個々のケースについて詳細に検討する必要があるということです。

それでは、質問4について、今本委員、お願いします。

今本委員

地域で守るということに関して、数百人あるいはそれ以上の集団を対象にした対応についての検討も必要であるという意見書の記述に対して、数百人あるいはそれ以上の集団の住民を対象とした対応についての検討の具体的なイメージを示してほしいというのが質問4です。

基礎原案では、流域対応を「自分で守る」「みんなで守る」「地域で守る」という斬新な表題で3つに分けて書いておられます。これまでの河川管理者の流域対応についての考え方から見ますと、表題が目新しく本質をよく捉えておられ、またそれを取り上げて頂いたということについては、流域委員会としても高く評価しております。

ただ、その中身を見ますと、例えば「自分で守る」というのは、情報伝達と避難体制整備。「みんなで守る」は、水防活動と河川管理運用。「地域で守る」は、町づくりと地域整備ということになっています。この分け方でいいますと、意見書に書きました「地域で守る」についてではなく、「みんなで守る」という分類に入れた方がよかったのかもしれませんが、その辺は意見書の方も混乱したところがあります。

ただ、「地域で守る」というのは、1つの地域、例えば大きな河川が破堤の危機に瀕したとき、その周辺の避難の対象となる住民は恐らく数百人の単位、あるいはそれ以上になる場合もあると思います。しかも、例えば地震の避難と水害の避難を比較しまして決定的に違うのは、地震の場合にはいわゆる事後避難です。ところが、水害の場合には事前避難が可能です。現実には事後避難ということも多いのですが、特に事前避難を重視して考えてほしいと思います。人数が多くなればなるほど、これまでのような個人に任せておいては、混乱が起きます。あるいは、水防団、消防団の指示だけでは、対象となる人数からいって、対応できないであろうと思います。そういうことを考えますと、町内会なり、自主防災組織といったものをさらに充実させる、そういうことへの配慮が必要だという意味で書いたものです。これまでの避難を見ましても、数百人あるいは数千人単位の避難が現実に行われています。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

今のご回答で意見書で言っていることのイメージがどういうことかというのは理解させて頂きました。

芦田委員長

流域委員会と河川管理者とは両方意見を共有していると考えていいと思います。それでは、その次の質問5、これも今本委員、お願いします。

今本委員

質問5は、陸閘についての質問です。淀川の下流には、水門等を入れますとたくさんの水害防止用の施設があります。特に問題なのは陸閘で、道路あるいは鉄道を停止して閉めなければなりません。この問題について、河川管理者もよく配慮しておられまして、迅速に開閉できるように力を入れておられます。

しかし、住民側から見ると、陸閘、特に大阪と神戸の間を結ぶ大動脈が、台風が近づいたり、あるいは危険と判断された場合には時間帯に関係なく閉められるわけです。現に閉められて、非常に多くの住民が文句を言っています。現に大洪水が来れば納得できるのですが、多くの場合はそうではない。

当然、そのおそれがある場合に閉めなければなりません。あるいは、閉めるために、事前に判断しなければならない。その事情はよくわかります。それでも住民側から見ると不満が多い点ですので、なるべく開閉時間を短くする、あるいはその情報を早く伝達する。特に閉鎖を解除する時期については、もう問題もなさそうなのになかなか解除してくれないという不満を耳にしたものですから、こういうことを書かせてもらいました。

この問題は、単に開閉だけの問題ではなく、周辺の連絡等、いろんな問題があることは理解しております。陸閘をなくすことが一番いいのですが、今後さらに検討をして、単に構造物としての機能を充実させるだけではなく、それをいかに運用するか、あるいはそれをいかに住民に理解してもらうかという配慮をお願いしたいという気持ちから意見書を書かせて頂きました。

芦田委員長

河川管理者も非常に苦労しておられるところだと思うのですが、コメントはございませんでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田)

淀川の下流部の現状としては、橋梁の部分だけが低い堤防になっており、高潮や津波に対して地域を守っていかないといけないということから、陸閘を設置しておるわけでございます。やはり高潮なり津波が来たときに、河川から水があふれて地域が浸水するということになってはいけませんから、迅速な対応をとということを掲げさせて頂いておったところでございます。

その一方で、閉鎖時期だけではなくて閉鎖解除時期についてもご意見が出ましたので、それについてお伺いさせて頂いたわけですが、ただいまの今本委員のご説明は、閉まった状態を長く続けることでその地域の方々、あるいは交通遮断が長くなることによる弊害等もやはり考えに入れるべきではないかというご意見かと思えます。

なかなか難しい問題でございます。高潮なりが今後すぐに引くのか、さらに上がっていくのかというのは気圧だけの問題ではなく、風の問題等もいろいろございますのでなかなか判断が難しい問題でございますが、そういう問題意識を持ってほしいというご意見については、理解いたしました。

芦田委員長

それでは、質問6。河川敷保全利用の問題ですが、川上委員、お願いします。

川上委員

河川管理者は、基礎原案におきまして、流域委員会の提案を受けて、本来河川敷以外で利用するものは縮小するという方針を打ち出され、これについて流域委員会は、高い評価をしているわけですが、具体的に河川敷の利用については、河川保全利用委員会を設置して、その中で個別具体的に検討していくとなっているわけです。

このことについて、流域委員会では、河川保全利用委員会の委員構成、あるいは住民参加、住民意見の反映等について、今後、流域委員会と連動して取り組むべきであると意見を申し上げているわけです。これに対して、特に、流域委員会と連動する必要があるのかどうかというのが河川管理者からの質問です。

流域委員会では、河川保全利用委員会は、流域委員会から独立したものであるという認識はもちろんよく理解しているところでありますが、今後、流域委員会が提言し、あるいは意見を述べた河川敷の利用のあり方について、河川保全利用委員会の判断といたしますか、方向性というものが流域委員会の提言や意見と齟齬が生じるというふうなことは、やはり好ましくないと考えます。そのことから、今後の河川保全利用委員会の検討のプロセスにおいては、お互いに意見を交換したり、あるいは懇談をしたり、それぞれの立場を尊重しつつ、なおかつここにありますように、方向性が余りちぐはぐにならないように連動することが必要であるということから、このように意見を述べさせて頂いたわけであります。

芦田委員長

これにつきまして、河川管理者のコメントをお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

今回の基礎原案で、私どもはいろんな委員会なり協議会等のことを書かせて頂いているわけですが、河川保全利用委員会についてだけが「連動」ということで出てきたので、これはどういうことかなということで質問させて頂いたものでございます。

流域委員会からの意見書の方向と全く違った方向に行ってしまうのは、好ましくないとのお考えはよくわかりますし、私どもとしても、それぞれの委員会は独立と考えておりますけれど、何らかの形での連携はとっていかなければならないと認識していたところです。その方法はいろいろあるかとは思いますが、質問した意図としては、ここだけ「連動」とあったので、ほかと違う意味があるのかなということでございます。

芦田委員長

これにつきましては、次の質問7とも関係するのですが、質問7についても川上委員、お願いします。

川上委員

意見書では、今後は河川敷以外で利用するスポーツ施設等は、新たに河川敷に設置しないという方針を明らかにすべきであるというように述べています。質問7は、スポーツ施設等の設置は一切認めない、門前払いということにするのかという質問です。

流域委員会としましては、「本来、河川敷以外で利用するものは縮小する」という原則を考えますときに、これとそぐわない、方向性が沿わない運用の仕方等がされるのは好ましくないと考えており、「縮小する」という方向は、新たにスポーツ施設等を設置することと矛盾すると考え、そういう方針をはっきり明示するべきであるという意見を申し上げているわけです。

芦田委員長

以上2つは、高水敷利用の問題で、整備計画基礎原案でも意見書でもそうですが、河川敷以外でできるものは、そちらの方に逐次移していく、すぐにはできないかもしれませんが、そういう方針を出したわけです。しかしながら、現状において、かなり利用されていることも事実ですので、それぞれの取り扱いについては河川保全利用委員会で議論する。しかしながら、縮小していくという共通した基本的な考え方、高水敷以外のところでは縮小していくという方向性を掲げて、それぞれの実情に応じた利用のあり方を河川保全利用委員会で議論するというスタンスでございます。

いずれにしても、そのあたりをもう少しはっきりと明確にしておきたいというのが、流域委員会の考え方です。

それについての、質問6と7とは関係しますが、質問7についての河川管理者のコメントをお願いしたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

河川保全利用委員会を地域ごとに設けて広く意見を聞いて、個々の案件ごとに判断するということが適切だというご意見で、そこについては、流域委員会も同じだということでありますので、理解しているところであります。しかし、「河川管理者は、沿川の自治体に対して、今後は本来河川敷以外で利用するスポーツ施設等は新たな河川敷に設置しないという方針を明示すべきである」というところと、「『河川保全利用委員会』を地域ごとに設け、住民から広く意見を聴き、個々の案件ごとに判断する、としていることは概ね適切である」との考え方は異ならないと考えているというご説明でしたので、流域委員会がそういうお考えなのだということが理解できました。ただ、ここについては、部内でいろいろ議論させて頂きたいと思っております。

芦田委員長

個々の問題については、それぞれ河川保全利用委員会で、共通の方針に基づいてやって頂いたらありがたいと言っているわけです。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部長 宮本)

個々に議論することと、今後一切スポーツ施設については設置しないという方針を明示すべきことは同じ意味だというふうに書かれているのですが、とにかく一切新規のスポーツ施設は認めないのだということを宣言してしまうのは、意味として、若干違うような気がするのです。というのも、基本的には縮小するという方針の中で議論を尽くした上で、どうしてもやむを得ない場合というのが、ひょっとすると100に1つ、1000に1つあるかもしれないわけですが、その芽をゼロにしてしまうというふうに、我々は意見書を理解したのです。

我々は決して、新規のスポーツ施設をどんどんつくろうという気ではないのです。縮小していこうというのは基本なのですが、やはり個々の、例えば淀川の下流と、上流の方のほとんど利用されてないところとを一律に、とにかく全部これからは一切グラウンドやスポーツ施設は認めないと言い切ってしまうのは、今の時点では言い過ぎではないのかなという気がするのです。ちょっとその辺で再度ご意見をお伺いしたいと思います。

川上委員

このことについては、先ほど述べました回答が流域委員会の考え方でございますので、私個人の意見として聞いて頂きたいと思います。

宮本部長がおっしゃったような考え方で進むとすれば、どのような場合に許可するのかということを河川管理者から流域委員会に、その基準を示して頂きたいと思います。それについて、また流域委員会からご意見を述べるということになるのではないかと思います。その基準というか考え方がわからないと、今の時点で何とも言えないというふうに思います。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部長 宮本)

その基準というのは、今回の基礎案の中で示せということでしょうか。それとも、今後それぞれの河川保全利用委員会の中で議論を尽くすのですが、当然これは先ほどおっしゃったように流域委員会とも連動しつつやっていくのですが、その中で、私はレアケースがひょっとするとあるのかもしれないという、ある種の融通性といいますか、自由度も考えておくべきではないかと思っているのです。

今の時点で、例えばこういう場合は基準としていいのだというのは、正直言ってありません。基本的には我々も河川敷以外でできることは縮小していこうというつもりですから。

芦田委員長

この回答に書いてあることが流域委員会の意見ですので、それ以上でもなし、それ以下でもないのですが、要するに河川保全利用委員会がやられるということはそれでお任せする。その基本方針としては、この提言に書いた、あるいは基礎原案に書いてある趣旨でやってほ

しいということで、絶対にだめだとは言えないと思うのです。

ということで、目指すところは一致していると思うのですが、具体的な問題が出てくると、その強さというか態度によって大分変わってくる可能性もありますので、そのあたりは特に希望しているわけです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 宮本）
わかりました。

芦田委員長

それでは、質問 8。これは、琵琶湖の生態系に重大な影響を及ぼしておられると思われる有機性堆積物についてのことですが、倉田委員、お願いします。

倉田委員

ご質問の部分は、流域委員会の提言で全く触れられていなかった部分です。琵琶湖の湖棚部には、有機性堆積物、つまりヘドロが増加し、琵琶湖の生態系に重大な影響を及ぼしているという、提言で触れられてないものが意見書に出てきた、このことが1点と、意見書に出てきたことに関する情報やデータ、兆候を持っていれば示しなさいという2つだと思うのです。

提言は昨年1月に公表されたわけですが、湖棚部、いわゆる琵琶湖の棚の部分の有機性堆積物、つまりヘドロが漁業に影響するほどまでにたまっているという認識は、昨年1月に提言が出されたときには持っておりませんでした。これが1番目の答えです。

ところが、滋賀県漁連の方々から淀川水系流域委員会の琵琶湖関係委員にぜひ話しておきたいことがあるということ、昨年の夏から何度か申し入れを受けまして、昨年9月26日に滋賀県の水産会館で琵琶湖部会の委員、たしか私を含めて5名ほどだったと思うのですが、お話を伺う機会を持ちました。県漁連の役員方は確か13~15人くらいだったと思うのですが、お見えになりまして、お話を伺いました。その内容について、今後の河川整備を考える上で、どうしても聞き捨てできない事態として意見書に追加させて頂いた次第でございます。

流域委員会としては、確認調査したり、データ収集はできておりませんが、漁業者の方の話がショッキングな事態の説明でございまして、聞き逃せなかったということです。生態系に与える影響や、ヘドロ堆積の原因を検討し、対策が必要であると判断されれば、積極的な対応をお願いしたいと思ったわけです。

流域委員会が承知しております関連するデータの情報としましては、1つには滋賀県水産試験場が昭和44年と平成7年の2度、琵琶湖の沿岸部の底生生物を中心とした調査が行われまして、琵琶湖沿岸帯調査報告書として公表されております。また、この報告書をベースにしまして、ほぼ30年間ほどの琵琶湖の底質等の変化に関して、琵琶湖研究所報16号にまとめていらっしゃるようです。

ほかには、北湖沿岸部湖底泥質化調査と微小藻類生息状況調査が書かれております北湖沿岸帯湖底泥質化実態調査というものが、昨年の3月に滋賀県から出されておるようです。

最初に申しましたように、昨年(平成26年)の9月26日に県漁連の役員方々からの話にショックを受けましたのは、聞き逃せない兆候の説明でありまして、県漁連の方々の開口一番の発言は、「10年前までは年間水揚げ高は40億から50億あったのだけれども、ここ数年10億円を切るまでに低迷化して、ことしは1億円になるかどうか分からない。湖面の水位の低下と漁場の底にヘドロが1mも、ひどいところでは3mもたまったままで、漁業のできる状態でない、そういう状態に追い込まれてきている。」という悲痛な声を上げられました。

漁連役員のおっしゃる10年前といいますのは、平成4年のことで、琵琶湖総合開発事業が終了する少し前の年であり、また、洗堰での放水量操作規則が変動制に変わり、放水する量が常時変えられるようになった年であります。それ以後は5月から7月の夏場、在来魚種の産卵期に雨が少ないと、湖面水位が1m以上低下しまして、在来魚の産卵した魚卵がふ化しなくなったりし始めた年でもあります。

琵琶湖漁業の最も盛んでありました昭和27年から30年の漁業経営体数は、3,100強、漁業者総数で見ますと1万人強。その漁獲量は約1万tありました。ところが、25年後の昭和55年には、漁業経営体数と漁獲量ともにちょうど半分に減りました。しかし、値段が割によかったものですから、水揚げ高は40億円はあったようです。平成4年以後にそれが急速に減り始めまして、平成11年には約2000tに減産しました。平成14年には1000tまで急に減っております。

こうした平成4年以後の実情を県漁連の方々は、この日、次々と次のように訴えられました。言葉そのままをかいつまんで申し上げますと、「平成7年にニゴロブナを20tとったのに、今年は170kgしかとれなかった。」とか、「宇曽川河口で7、8統あるえりがヘドロのために全くやれない。」とか、「愛知川河口近くのえり4統が10年前まで年2億5000万円の水揚げがあったのに、今は2500万円が目いっぱい、河口周辺に180名ほどの漁師がいたのだけれど今は20名ほどになって壊滅状態である。」とか、「新旭町では最後のえり1統がことし休漁してしまったが、えり網がヘドロが詰まって毛布のようになってしまい、しかも、重くなって支柱のさおが倒れるまでになってしまっている。」とか、「ヘドロはたまると、魚は臭くて食べないわ、琵琶湖はどぶ化している。」とか、「以前、多い年には200隻のシジミ漁船で2,000tとっていたのに、ヘドロでシジミが全く消えてしまって、今年は沖ノ島近くでやっと15隻だけが少しとってきただけになり、恐らく来年、再来年あたりになると、もう全くとれなくなるだろう。以前のような水位変動と強い湖の流れ、湖流が戻らないとどうにもならない。総合開発以前の琵琶湖に戻してもらわないと困る。」ということでした。

つまり、平成4年の洗堰の排水操作の変更による主な原因があるように聞こえる発言が多かったわけです。それだけではないと私は思いますが、このままでは琵琶湖漁業は壊滅するし、泳ぎに来てもらえなくなるという話でした。

芦田委員長

以上のように琵琶湖の底質が泥化しているということについて、きっちりとした情報は持っておりませんが、かなりはっきりしておるのではないかとことです。それが生態系にも影響を与えているのではないかとことです。この意見書では、その実態を把握して原因

を究明し、生態系の影響、あるいは改善策を検討するのが非常に大事だと述べているわけです。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉）

湖棚の有機性堆積物が増加して、生態系に重大な影響を及ぼしていることに関しましては、これまでの流域委員会の中でもそれほど強い指摘があったものではなく、また、私どももこれに関して強い認識を持っていたわけではございません。今回の意見書の中で改めて指摘をされたということでもあります。それで、どういった状況なのかということぜひお聞きしておかないといけないだろうということでお尋ねした次第であります。

お答えとして、具体的な情報データはないけれども、関連するデータや兆候に関する情報があるということで、今、教えて頂いております。これらについて、私どもも、既存のデータ収集からまず始めて、さらに必要な調査検討も考えていかないといけないだろうと思っております。ありがとうございました。

吉田委員

ヘドロの堆積物については、私の属しております日本自然保護協会で、97年から2001年ぐらいの間に利根川、長良川、吉野川といった河川の河口堰の周辺や、あるいは諫早湾の潮受堤防の前面あたりの堆積物の厚さや粒度組成、あるいはどのぐらい有機物がまじっているかを調査しています。堆積物のはかり方も、200KHzと50KHzの2つの音波の差で、厚さもかなり正確にわかるという手法もできておりますので、この場所については、国土交通省あるいは滋賀県かもしれませんが、そういった手法で調べて頂いたら、よくわかってくるのではないかと思います。

芦田委員長

そのほかご意見はございませんでしょうか。

松岡委員

倉田委員の発言について、誤解があるといけないので1つだけ訂正して頂きたいと思いません。

資料2-2の10ページに、えり網がヘドロで倒れるという表現があるのですが、多分これはヘドロでなく、アオミドロによって倒れるのだと思います。底質にヘドロはたまるのですが、網自体が倒れるのは、アオミドロのように植物性の生物が発生したような状態から起こる状況だと思います。

芦田委員長

いずれにしても、生息環境は非常に悪くなっている。水位の変化の状況、水辺の状況の変化、あるいは底質の状況の変化、そういうことが総合して生息環境が悪くなっているということで、改善する必要があるわけです。そのうちの1つ重要なテーマであるということ

を認識して頂いたら非常にありがたいと思っております。

寺川委員

資料 2-2 の 9 ページの下から 3 行目に、琵琶湖総合開発が「昭和 47 年（1972 年）から開始されて終了した年で」とあるのですが、琵琶湖総合開発が終了したのは 1997 年ですので、その上の行で平成 4 年、1992 年のこととありますが、ここは 1997 年、平成 9 年です。実際に洗堰の操作規則が運用されたのが平成 4 年の 1992 年だと思いますので、修正しておいた方がよいと思います。

芦田委員長

わかりました。それでは、次の質問 9 です。河川管理者からの質問は、ダムの老朽化と撤去の問題についてです。

今本委員

河川管理施設の維持管理の問題です。ダムはできましてから、古いものと、ざっと 100 年たつのですが、確かに構造物として危険というものはありませんが、100 年の間で、堆砂等により機能停止したものはあります。しかし、淀川水系で具体的にどこかのダムを想定しているわけではありません。一般論としていいますと、ダムにも寿命があるであろうと。200 年先か 300 年先か 1000 年後にダムの寿命が残っているとは私には思えません。

そういうことから、一般論として、いつかは来るであろう寿命も念頭に入れてほしいという期待を込めて意見書を出しました。具体的にどこかのダムの老朽化を想定したものではありません。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

具体的なダムではなくて、一般論ということでございますので、そういった形で受けとめさせていただきます。

芦田委員長

それでは、次の質問 11、12、13 は住民参加の問題でございます。三田村委員、お願いします。

三田村委員

簡単にご説明させていただきます。住民参加の意見書の中にございますように、住民意見を反映させるために基礎原案では種々の努力をしてくださっていることは高く受けとめております。特に、今までこういうことを経験していらっしゃらなかった河川管理者がこのような分野まで積極的にかかわって頂いて、現に今、対話集会等を積極的にやってくださっていることは高く評価するところでありますが、さらに改善して頂いたり、あるいは検討して頂くものとして 5 つ挙げております。その中の 、 、 がご質問にある項目であります、まず

は 1 つ目から説明します。

「住民参加を形骸化させないため住民参加のあるべき大綱を明示する」と意見書ではお願いしているのですが、そのイメージを知りたいと質問されています。しかし、私どもも確たるイメージを持っているわけではありません。回答に書いてあるとおりであります。委員会あるいは部会でも、詳細な内容にまで固めたわけではありません。住民参加のための基本的な考え方、すなわち住民参加とは何なのか、河川整備計画において住民参加がなぜ必要なのか、この理念はどう生かさせるのかというような基本的な考え方あるいはその手法、運用の手順などを明示して頂ければありがたいということです。そうしますと、今後それに沿って理解しやすくなるということでございます。それが質問 11 に対する回答です。

質問 12 は、 としてお願いしていることですが、住民意見の反映並びに社会的合意形成を図るための客観的な手法を提示して頂きたい意見書に対して、具体的なイメージを教えてくださいという質問です。回答ではこのように書かせて頂きました。「住民意見の反映ならびに社会的合意形成を図るための客観的手法の 1 つとして、意見書で提案した『住民対話集会』が挙げられます。これは今、積極的に行動に移して頂いているところでございます。

ファシリテーターを立てて頂いているわけですが、これは 1 つの客観的な手法だと流域委員会では考えております。河川管理者もまだ試行段階にあるということはよくご認識頂いているのだと思うのですが、この手法自体も改善していった完成度を高める必要があると思います。したがって、対話集会等の結果を流域委員会でご報告頂いて、私たちが勉強してお互いに議論を深めていって、その対話集会をさらによりよいものにしていくというぐあいにやって頂ければありがたいと思っているところでございます。

また、住民対話集会のみが住民意見の反映の方法でもありませんし、社会的合意形成を図るための客観的な最良の手法だとも考えておりませんので、ほかに何かいいものがあればぜひ提示して頂きたいという意味で意見書に書かせて頂いたわけでございます。

12 ページの質問 13 ですが、検討・改善して頂きたいということをお願いしたのが住民間のネットワーク構築のための基盤整備を行って頂きたいということです。質問では基盤整備とは具体的に何なのかということですが、回答ではこのように書かせて頂きました。河川整備における住民参加や住民同士の合意形成を図るために住民と住民がお互いの情報を知り、意見を交換するための総合的な施策と考えて頂ければいかがでしょうかということです。

例えば、住民同士が集まって川についての情報交換をするだとか、あるいは語り合う場としての流域センターを考えて頂いているわけですが、そういうものも基盤整備の 1 つだということです。それから、河川レンジャーもそういう意味では広い意味での基盤整備としてとらえることができるのではないのでしょうか。あるいは、意見書の住民参加部会のところでも触れましたように、住民相互間における情報の共有も含めて、関係する情報を広く収集・管理・提供するための部署の設置も基盤整備になると思います。さらに、既存の組織である水防団とか自治会等を支援するというのも基盤整備であると考えております。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉）

それぞれやや抽象的な言葉でしたので、どういったことかということをお尋ねした次第でございます。質問 11 の大綱の中身については、私どもはこの基礎原案には第 4 章に書かせて頂いたつもりではございましたが、どういった点がまだ不足しているのかということを見ますと、きょうのご指摘の住民参加とは何かとか、あるいはなぜ必要かというようなことについて確かに記載がされておらないので、これから何らかの形で私どもの考え方というのを示していかないといけないのではないかと感じております。

また、質問 12、住民意見の反映に関しては、私どもは流域委員会の方から具体的な手法について討論会という形でお示しを頂いたものだと思っておりましたので、これに加えて何かさらにとという意味が若干不明であったわけではありますが、今やっておることが必ずしも 100% でないということ、あるいはほかに方法があるというご指摘でございますが、これはまさにそのとおりであろうかと思えます。

質問 13 については、これは人でありますとか場ということについて、あるいは既存の組織をさらに活性化していくということであるというご説明でよくわかりました。ありがとうございます。

本多委員

質問 12 でこのようにお答え頂いたわけなのですが、河川レンジャーという役割も実は現場で住民参加を促し、そういう社会的合意を形成していくための 1 つの手法でもありますし、そういうことも認識して頂いた上で質問 11、12、13 という中で果たす河川レンジャーの役割ということを重ねて理解頂いて今の試行をさらに加速して頑張ってもらいたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

芦田委員長

それでは、次に質問 14。これは中村委員にお願いします。

中村委員

意見書の琵琶湖部会の「(4)連携に対する姿勢」という中に以下のような記述があるということです。意見書では、健全な土地利用への誘導や人為的水文システムの再構築による面源汚濁負荷の流出抑制など長期的・抜本的な解決策の導入に向けた政策転換の模索を早急に行って頂きたいということでした。それに対して、人為的水文システムの再構築とはどういうものを具体的に指しているのかというのが質問ですが、実はこの記述の前に「琵琶湖は、その集水域で展開するさまざまな産業生産・生活活動がもたらす汚濁負荷や、水文（水量・水流・水温など）の人為的制御により」という部分がございます。

水文というのは自然のものが中心になり、降雨・降雪、蒸発、河川水・地下水の流れ、地下浸透、樹木による吸水・蒸散などということを指しているわけですが、一方で我々が水を利用したり、あるいは災害を防止するという意味でさまざまな人為的な水の制御を行う。特に都市を形成していく場合にはこの自然的な水文システムが人為的につくられた構造物ある

いはその操作によってかなり影響を受けますから、自然水文システムに対して都市水文システムという言葉は既に広く使われているわけです。

ただ、琵琶湖の集水域のように都市域だけではなくて非常に広大な、農業をやっている地域だとか、あるいは都市と農村域の間になるような、いわばスプロールが起きているような地域もございまして、森林の地域も非常に広大にございます。

こういう自然のシステムと、それから人間がつくるシステムがうまく相互に影響が和らげられるような形でつくられていくということであればそれほど問題ではないのですが、人為的な水文システムが自然の水の循環なり、あるいは蒸発散に影響するということであれば、それを視野に置いたシステムの再構築、それは制御を変えていくだとか、あるいは構造物の作り方を変えていくというようなことを意味しているわけですが、そういうことが必要ではないかということです。

具体的には、既に滋賀県が積極的に今後数十年にわたって、現在ある土地利用あるいは水利利用のシステムを、琵琶湖を、あるいは集水域全体の自然をより意識したものに変わらなければならないということで取り組んでいるわけですが、そのようなことも含めて、今まではどちらかという量の制御ということを視野に入れておいたものをもう少し環境、質というようなものを視野に入れた多様な人為的な水のシステムというものに再構築していくことを行っていますので、そういうことをこの河川事業の中でうまくやって頂きたいという意味です。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

質問させて頂きましたのは、1 つには人為的水文システムという言葉、それとそれが面源汚濁負荷の流出抑制という形で書かれておりましたので、十分な理解ができなかったということです。私どもの言葉で言えば、人為的水循環系のようなことが比較的なじみがあるわけですが、そういった人為的な水文システム、つまり水循環系をいろいろ考えて、それが面源汚濁負荷の流出抑制にストレートにつながるところがいま一步私としては理解していないところなのですが、水循環系をいろいろ考えて、環境なり自然への負荷を小さくすることを考えていけ、という意味で理解しているのですがよろしいでしょうか。

中村委員

面源汚濁負荷の問題に直接強くかかわる部分は、自然のシステムで言いますと、物をためる、抑留といいますか、そういう機能です。あるいは、自然浄化機能、生物生態系が働くような機能というようなものが人為的に、先ほどのお言葉に言いかえますと、水循環システムを構築していく中で浸透が損なわれたり、あるいは滞留の時間が少ない中で生物生態系の機能が失われていくというようなことになりまして、当然たまったものは流出していくということも起こりますし、植物等の残渣が一気に有機物として流れ込んで、泥質化と有機物がたまっていくというようなことにもつながるということです。そういう意味で面源汚濁負荷と人為的水文システムの関連があるということでございます。

芦田委員長

これにつきましては言葉の問題だったと思うのです。「人為的水文システム」を水循環にかかわる人為的な側面というふうに理解して頂いてよいと思うのですが、よろしいでしょうか。

以上、河川管理者からの質問に対して流域委員会としても明確なイメージを持って、十分なお答えをしていないところもございましたが、きょうの議論で問題意識はかなり共有できたのではないかと私は思いました。

それでは、次に進みたいと思います。「今後の進め方について」。資料3を庶務から簡単に説明して頂けますか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

[省略: 資料3の説明]

芦田委員長

河川管理者から何かご説明ございますでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

特にはありません。基本的にこういう流れでございますということだけです。もちろん、自由度はあろうかと思っております。

芦田委員長

基礎案というのは基礎原案をもとに流域委員会の意見書あるいは住民の意見を入れてつくられるということで、その基礎案についてまた流域委員会が意見を言うのかというと、もう言わないのです。これをやり出すとエンドレスになってきますので、これはお互いの信頼関係です。今まで我々の意見書を大筋で基礎原案に入れて頂いておるわけですが、それについて基礎案は我々の意見書をさらに入れたものになるのであろうというふうに期待しておるわけです。

その後、基礎案につきましては、次の段階としてはその計画の進捗状況のチェックと見直しという段階に入ってきて、新しい段階に入っていくというふうに理解しています。ご了承頂きたいと思います。

それで、できるだけ早く基礎案を出して頂きたいのですが、この図では4月の初旬ぐらいということですが、どうでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

私どもも一生懸命やらせて頂きます。流域委員会からはもう意見書を頂いております。そのほか自治体等からの意見ももらっている最中でございますし、また対話集会等をやっておりますので住民意見の聴取の方もしていく。そういったものがそろった段階にならないと基礎案にはならないので、いろいろなスケジュールの兼ね合いもございます。とにかく一生懸命なるべく早くつくろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

芦田委員長

基礎案が出た段階で、例えば琵琶湖の水位操作の問題やダムの問題は調査検討ということが残ると思うのですが、それについてはできるだけ早く結論を出して頂いて、我々流域委員会の任期中にでも検討できるようにお願いしたいと希望いたします。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

できるだけ早く、まとまった段階でご説明したいと思います。

芦田委員長

今後の流域委員会について皆さん何かご意見がございましたらお願いします。

寺田委員長代理

ご説明があったとおり、今後できるであろう基礎案に対して流域委員会がまた意見を出すということはないのですが、芦田委員長もおっしゃられたように、基礎原案の段階での調査・検討・見直しになっているもののように、もちろんこの流域委員会がまた意見を言わなくてはいけないということがあります。そういう点では、基礎案がどのようにつくられるかということが関係してくるのではないかと思います。

仮に、基礎原案では調査・検討・見直しとなっておった部分が、基礎案でもまだ検討課題のままであった場合には、これはまた流域委員会として意見を言うのはずれこんでいくとは思いますが、その過程で流域委員会が調査・検討・見直しの部分についての一定の準備的な学習が必要になってくるのではないかと思います。

それから、先ほどの河川管理者からの質問に対する回答の中でも出てきましたが、流域委員会が、住民意見の反映の1つの形としてファシリテーター方式の対話集会というものを提案をしたわけですが、先ほどの回答にもありましたように、これは1つの形の試案的なものとして出しているわけで、流域委員会がそういうものを提言した以上は今いろいろ試行的に河川管理者がやっておられる状況というものを十分踏まえて、提言をしたことの中身が「なるほどよく当たっていたな」という部分もあれば「ちょっとこれは修正しなければいかな」というふうな部分や反省すべき点が多々出てくるだろうと思うのです。

資料4によると3月中に大体の試行的な対話集会が終わるようですから、これが終わった後で、4月なり5月なり一定の時期に、ファシリテーターの方々と流域委員会の委員との間で意見交換をしてはどうかと思っています。先ほど庶務から運営会議の報告をして頂きましたが、流域委員会でそういうことをやるのではないかと基本的には了解されたことになっているのですが、もしそういうことに関連しても委員の皆さんの方からご意見やご希望があれば言って頂けたらいいのではないかと考えています。私の意見としては、ぜひ4月なり5月なりの早い時期にそういうものを開催して、そして修正すべき点があればまた流域委員会として補充的な意見を出せば、河川管理者も今後またいろいろな場面で、ほかにも関連する委員会がいろいろありますから、そういうものを実施されるときに参考になるのではないかと考えています。

芦田委員長

ありがとうございました。ただいま寺田委員長代理から提案がございましたが、対話集会をやってこられて、その成果や反省をファシリテーターの方と一緒に議論するというのも大事ですし、4 月中かどうかはわかりませんが、基礎案が出た段階ではそれについての報告を受けて我々も対応を考える必要があるということで、それを兼ねた委員会を 4 月あるいは 5 月初めに開催したいと思っています。ご都合をお聞きしまして開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、対話集会についての報告を河川管理者からお願いしたいと思います。大変ご苦勞なさって、成果を上げておられるようでございます。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉）

資料といたしましては資料 4-2 と、それから資料 4-3 でございます。資料 4-2 が全体の、現在までの実施及びこれから若干行う予定のものも含めてでございますが、私の方からは琵琶湖河川事務所の関係のものについてご報告をさせて頂きたいと思います。

琵琶湖河川事務所で行っておりますのはテーマとして 3 つございます。「河川敷保全と利用の方向性について」が 1 点目。2 点目は「丹生ダムについて」。3 点目は「天ヶ瀬ダム再開発について」でございます。このうち河川敷利用についての対話討論会については既に 2 回実施して、次の開催は予定されておられません。

ご報告させて頂きますが、これは河川敷保全と利用についてにかかわらずでございますけれども、それぞれの討論会ではさまざまな意見が出ておまして、それを総括して報告するというは大変難しゅうございます。これは実際にその現場を見て頂くのが一番いいことだろうと思っております。既に流域委員会の委員の方々には多数の傍聴を頂いております。大変ありがとうございます。ぜひ今後もご覧頂ければと思います。

それぞれの討論会での状況は、資料 4-3 の最後に色紙で「河川敷ニュース 1」がございまして、こういったものを作成しております。これは河川敷の討論会の 1 回目をまとめたものでございます。2 回目については同じものを取りまとめ中でございます。きょうは間に合っておりませんが、できましたら皆さんのお手元に配布させて頂きたいと思っております。内容については見て頂くということにさせて頂きます。

それから、丹生ダム、天ヶ瀬ダムにつきましてはそれぞれ 3 回ほど実施いたしまして、当面の予定としてはそれぞれもう 1 回予定されております。3 月 27 日及び 4 月 4 日ということでございます。4 回目につきましては、これまで 3 回討論をして頂いた内容を踏まえまして、それぞれのダムにつきましては整備計画基礎原案の中で調査・検討というふうになっておりますが、その調査・検討の項目をもう一度再整理してお示しをしようと考えております。1 回目から 3 回目までの討論会の議論の内容を反映したのものになっているかどうかというのをこの 4 回目のときに住民の皆様を確認させて頂こうと思っております。

私の方からは以上 3 つのテーマについての状況をご報告させて頂きました。

河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 脇坂）

私からは大戸川ダムの円卓会議についてご報告いたします。資料はただいまの資料 4-3 の 2 つ目の黄色い中表紙からごらん頂きたいと思います。

私どものダムでは「大戸川ダムの計画見直し案について」というテーマで円卓会議を開催いたしました。12 月 7 日に京都会場、12 月 14 日に大津会場の 1 回目、そして年が明けて 1 月 31 日に大津会場の 2 回目ということで計 3 回行いました。

会議の開催の概要でございますが、まず 1 回目の京都会場でございます。残念なことに意見発言を希望される方がおられませんでした。ということで円卓会議という形式ではなく、まず私どもの方から流域委員会の提言、それから 10 月の意見書、そして私どものダムの見直し計画についてパワーポイントを使って説明をいたしまして、その後傍聴に来て頂いた方々と意見交換をしたということでございます。進行役についてはファシリテーターの立命館大学の見上先生に行って頂きました。

2 回目は、大津会場でございます。こちらの方は意見発表をしてくださる方がおられました。意見書の提出者 10 名の中から当日参加ができないという方を除いて 7 名の方に意見発表をして頂きまして、その後討論をして頂いたということでございます。

それから、大津会場の 2 回目でございますが、大津会場の 1 回目だけではやはり論点がなかなか明確にならなかった、討論が深まらなかったということもございまして大津会場で 2 回目を開催いたしました。意見の提出者は 10 名の方がおられまして、前回の 7 名の方のうち 6 名が意見発表をされ、また新たに 1 名の方が意見発表をなさったということでございます。かなり論点を絞って意見を募集したということもございまして、1 回目に比べますと活発な討論ができたのではないかと考えております。

3 ページ目の下から 4 ページにかけて 1 回目の大津会場での論点を簡単にまとめたものを示しております。そのようなことで、論点は多岐にわたったということでございます。

さらに、資料の 5 ページ目からは 1 回目の大津会場で提出されました意見集、さらにくって頂きますと、2 回目の大津会場での意見集をそのまま添付しております。そして、最後に円卓会議のアンケート結果ということで、傍聴に来て頂いた方々がどういう感想を持たれたかということを中心にまとめたものでございます。

最後になりましたが、流域委員会からも毎回何人かの委員にご出席頂きました。ありがとうございました。以上でございます。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 田村）

猪名川総合開発は「余野川ダムについて」ということで対話集会を行っております。資料は 42 ページをご覧頂けたらと思います。

対話集会につきましては 2 回にわたって箕面市で行っております。

実施内容につきましては、ファシリテーターの方に意見者 8 人を選んで頂いて、そしてその選考は意見がなるべくバラエティーに富むようなという、こういうことを強調されて選んで頂いた 8 の方が対話を行ったということでございます。

次のページからずっとめくって頂きますと、46 ページには当日の対話討論会の内容が記載

されております。これはかいつまんでどういうことを言われたかということが書いてありますので読んで頂ければよいのですが、臨場感は当然ないわけですが、できるだけ中身をつまんで書いて頂いたということになっております。

それで、49 ページを見て頂きたいのですが、ファシリテーターの先生から「住民対話集会の意義と今後への期待」ということを強調して私どもの方に言われた部分があります。

意義については、住民が直接意見を述べ合うということでよい機会であったということ言われております。ただし、発言者の年齢が少し高齢の方に振っていましたので若干それを広げる必要があるというご意見と、それから、合意形成に向けて、こういう対話集会は引き続き継続していく必要があるとおっしゃっておられます。さらに、今後、発言者やファシリテーターは選び直した方がよい、それから発言者はやはり一度現地見学をした方がいいのではないかというような意見を頂きました。

次に 50 ページですが、私どもはパネル形式で開催しましたので、この形式を引き続きやって頂いた方がいいのではないのでしょうか。それから、こういう方法だけではなくインターネットを使った電子討論、こういう可能性もあるのではないかという示唆を頂いております。

最後になりましたが、発言者からいろいろな資料を出して頂いたのですが、理解できないといいますか、うまく説明のできるような図柄になってなかったものですから、こういうものはきちっと河川管理者もしくは専門家の方に補助的にうまくかいてもらって説明しやすいようにして頂ければいいのではないかという、以上のような意義と期待を頂いております。

芦田委員長

どうもありがとうございました。以上、報告としては 3 件でございますが、そのほか資料 4-2 を見ますとたくさんやっておられるようですが、いずれにしても新しい試みであり、ファシリテーターの方には大変ご苦勞をおかけしておるわけで、この席を借りて感謝申し上げます。

先ほど言いましたように、まだ少し残ってはいますが、ファシリテーターを今後どういふふうにしていくかということにつきましては、できましたらファシリテーターの方を入れた流域委員会との検討会というか、反省会というか、研究会を開催させて頂きたいと思っております。これはファシリテーターの方のご都合をお伺いしないといけない問題でございますが、できるだけそういう方向でやりたいと思っております。

それでは、予定時間が来たのですが、ここで一般傍聴者の方から意見をお伺いしたいと思えます。どなたかございませんでしょうか。

傍聴者（佐川）

高槻市の佐川克弘と申します。

円卓会議の報告で気がついたのですが、なぜか木津川上流河川事務所関係は 3 月 20 日の予定 1 回だけで、ほかに比べてかなり温度差があるなというふうに思います。

それと、たまたまほかの円卓会議に出席した方の経験談をお聞きしたのですが、1 回ではなかなか話が煮詰まらないで、2 回、3 回と続けて頂くことによってお互いの理解も深まった

というようなことも聞いておりますので、その辺のところも、これは第1回が3月20日の予定ですから今から予定を組むのはどうにもならないのかもしれませんが、河川管理者としてご一考をして頂ければありがたいと感じました。

芦田委員長

では、木津川上流河川事務所から。

河川管理者(近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 西川)

ご指摘頂きましたように、3月20日が第1回目ということでございます。理由としまして、ファシリテーターとの調整に時間を要したということ、それから先生のご都合の時間もございましてほかの事務所に比べましておそくなったわけですが、この1回限りで終わる予定はしておりません。当然、何回開くかはこれから対話集会の状況を見ながらファシリテーターの方がご判断されると思いますし、多分1回で終わることはございませんので、その辺はご安心願いたいと思います。

芦田委員長

そのほかご発言はございませんでしょうか。ないようでございますので、これで委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

最後にご報告ですが、資料4-1で河川管理者からの提供資料として2月22日に開かれた「琵琶湖・淀川の河川整備計画に関する懇談会」、こちらは淀川水系流域委員会の委員と、あと滋賀県が設置されている淡海の川づくり検討委員会の委員の有志の方による懇談会が開かれたその報告がございまして、こちらもご一読頂ければと思います。

それでは、これにて淀川水系流域委員会第28回委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上